



# 広報みまた



住みよい町づくりに...

県町民税は、私たちの最も身近な税金で町民生活の向上に直接活用される重要な財源となっています。

今年も各地区で申告が行われました。

(写真 県町民税、保険税の申告状況)

58 / 3月号

# 青少年の豊かな心を育てる運動

## 家庭や地域社会で実践を

豊かな心をはぐくむためには、具体的にどうすればよいのでしょうか。

「豊かな心を育てる」運動推進から、各家庭や地域社会でぜひとも実践していただきたい事例をいくつかご紹介しましょう。(文部省資料より)

### (一)、身近な生活のなかで豊かな心を育てよう

●あいつ人間になろう  
だれとでもあいつつ、金瓶のできる生活習慣を身につけましょう。第一歩は、まず家族どうしのおはよう、ただいま、おやすみなさいを励行することです。



●エチケット、マナーを守ろう  
社会生活の基本的習慣を守ることとは、快適な生活を送るための人間関係を育てることにつながります。路上に吸い殻や空き缶などを投げない。時間や交通ルールを守るなど、まず大人が率先して励行しましょう。

●感動する心を育てよう  
雄大な自然や優れた芸術作品などに直接触れさせることを通じて、青少年に感動する機会を与え、豊かな情操教育を養いましょう。

### (二)、心身を鍛えいろいろな生活を体験させよう

●自然のなかでの鍛錬  
自然に親しみながら、自然の環境に適應する親子遠足、親子登山など、ときにはこれを克服して活動できるたくましい心身を育てましょう。



●手作り創作活動  
日用品や玩具(たこ、こま、竹馬水鉄砲)を作る活動を通して、創造の喜びを味わわせよう。



青少年の非行や校内暴力をいまずぐ根絶できる「特効薬」はあるのでしょうか。

答えは「否」です。しかし、特効薬はなくても、次代を担う青少年の豊かな心が醸まれるのをそのままにはおけません。

「青少年の豊かな心を育てる」キャンペーンが一年ほど前から、文部省を中心としてスタートしました。そして地道な施策がいろいろな好成果を挙げています。

子どもたちが希望に胸をふくらませる新学期を間近に控えて、青少年の人格形成をいかに円滑に図っていくかを考え「豊かな心を育てる」運動を各家庭で実践してみたいかがでしようか。

### (三)、子供を外で遊ばせよう

●子供を土に親しませよう  
土に親しむ活動を通じ、自然の営みを理解させるため、はだしの遊びやいも掘り、潮干狩りなど収穫や創造の喜びを味わうことにより、豊かな情操と健康な体はぐくまれます。

### (四)、子供の自立心をねばり強さを育てよう

●上手にほめてやる、叱ろう  
上手にほめてやることによって、子供にやる気を起こさせ自発性や創造性を育てます。また上手に叱ることによって、子供に反省させ、善悪のけじめや判断力を養います。

●わが家の憲法づくり  
家族共通の「きまり」を作り、それを守ることによって、自立心と連帯意識を強め、子供を明るい家庭づくりに参加させます。「なーんだ、当たり前のことだ」と、言わないでください。

子供たちの心に非行や校内暴力の芽が育たないよう。また早く摘み取るためには、子供がまず人間としての基本的なルールを体で覚えることにあるのです。そして、大人は豊かで素直な心が育つよう応援する——これが何よりの出発点なのです。

# し尿処理施設が完成

## 1日110klの処理能力



昭和三十二年に「市三町(郡城市、三股町、山之口町、高城町)で構成された、一部事務組合都北衛生センター」は、汲取り尿及び浄化槽汚泥の一部を含め、最も効率的に処理し、清潔で快適な生活環境づくりと公衆衛生の向上を図るため共同処理をしており、改築されたし尿処理場は、現有敷地内に昭和五十五年十月に着工、三ヶ年継続事業で施行し総工事費十二億七千三百万円を投じて、昭和五十七年十一月三十日完成したものです。

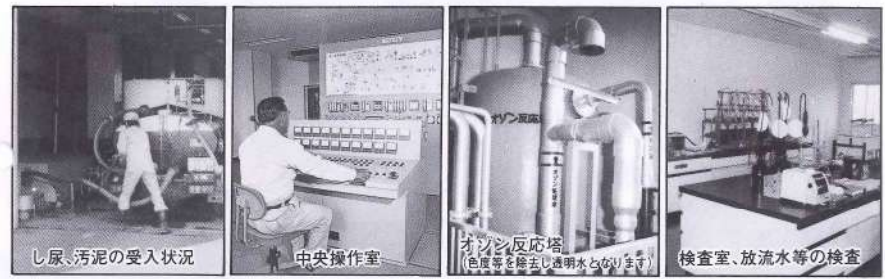
これまでの施設は、昭和四十四年七月から業務開始され、年間三〇〇日稼働し、一日約八時間運転で六〇klのし尿を処理していましたが、最近の人口増加に伴い運び込まれ

るし尿は、一日七五klにも達しており、また施設の老朽化が著しいため新築したものです。

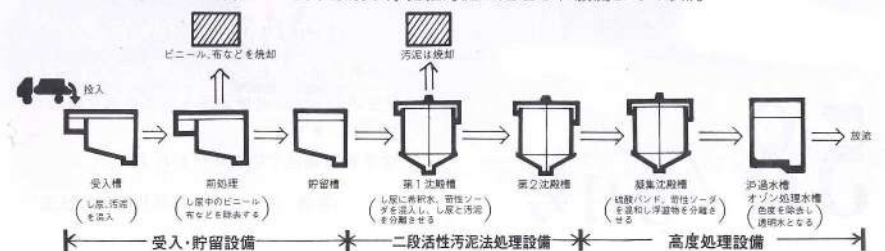
新処理場は、現有地一〇・八九六㎡内に管理棟と処理棟からなり、いずれも鉄筋コンクリート造りで近代的な建物です。

管理棟は、二階建て(延べ面積四五〇・七㎡)で事務室、会議室、宿直室、検査室などがあります。処理棟は地下一階、地上二階建て(延べ面積一五〇八・二㎡)で、一日一〇klのし尿処理ができて、低希釈法二段活性汚泥法処理方式という最新鋭の施設で、公害防止(臭気・水質など)についても法律より厳しい基準を定めて運用しております。

また、処理の運転については、各所に計器が設置され、中央制御室(中央監視盤、操作盤など)で集中管理できるほか、操作も自動化するなど、合理的な運営がなされております。尚、この施設は、国庫補助金のほか、年金積立金還元融資により建設されております。



家庭から汲取された、し尿及び浄化槽汚泥が処理され放流までの状況



# 入学・入園前の健康としつけ

この春、お子さんが入学・入園を迎えられるご家庭では、すでにランドセルや洋服などを整え、身の回りの準備も済まされたことと思えます。

そこで、お子さんの新しい始出が楽しく順調に進むよう、この時期は特に健康としつけについて気を配ってやりたいものです。

## 一、病気になる

- ① 入学・入園前の健康診断で異常があったお子さんは、今のうちにかかりつけの医師とよく相談して、適切な処置や指導を受けましょう。
- ② 虫歯も今のうちに治療し、歯みがきの習慣を身につけさせるようにしましょう。
- ③ 持病のある場合は、入学・入園時に担任の先生に連絡しましょう。



## 野菜を食べよう

健康な体を保つには、食事の栄養バランスに気を配る必要があります。

しかし、カロリーの取り過ぎによる肥満、偏食のための貧血が問題になるなど、みんながみんな、栄養バランスのとれた食事をしていないとは言えません。好きな食べ物も多く、逆に、嫌いだとあまり箸をつけない、ということになりがちです。

毎回の食事で不足しやすいのは、野菜類ではないでしょうか。特に、ホウレンソウ、ニンジン、ピーマンなどの緑黄色野菜は、子供や若い人たちは敬遠されることが多いようです。

野菜は大きく「緑黄色野菜」と、「ダイコンやハクサイなどの「その他の野菜」とに分けられますが、どちらにもわたしたちの体になくはない各種のビタミンやミネラル類が豊富に含まれています。

野菜に含まれるビタミン・ミネラル類には次のものがあります。

◎ビタミン類  
ビタミンA・C……皮膚や粘膜の健康を保つ、毛細血管や軟骨などを強くする。

## 二、睡眠について

- ① 早寝早起きの習慣を身につけさせましょう。
- ② ぐっすり眠れる環境をつくりましょう。



## 三、食事について

- ① 好ききらいがないように日頃から食生活を工夫しましょう。
- ② だらだら食事をさせないようにしましょう。



## 四、着衣とトイレについて

- ① 洋服の着たり脱いだりは、上手に早くできるようにしましょう。

### ◎ミネラル類

鉄・カルシウム……血をつくる。歯や骨を強くする。また、ゴボウ、セロリなど繊維質の野菜には、通じを良くする働きもあります。もっと野菜を食べましょう。



## 運動は成人病の妙薬

運動は成人病予防の妙薬ともいわれています。適度な運動は血管の拡張と収縮によって新陳代謝を促進し、血液中のアカといわれるコレステロールなどの脂質を低下させるともいわれています。

脳卒中も心臓病も、ともに血液の循環障害によって起こることが多く、その大きな原因の一つが動脈硬化なのです。これは、高血圧や高脂血症が促進因子として働きますが、適度な運動は動脈硬化の予防にはじまり、その効果は脳卒中、心臓病の防止へとその効き目を広げていくことになるのです。

各自にあった体力づくりとして歩く、走る、体操などで日常生活の中に運動を取り入れましょう。

- ② 排便、排尿は決まった時間にさせるようにしましょう。
- ③ 用便のあとの手洗いや、しつかり身につけさせましょう。



## 五、安全な通学、通園について

- ① 入学、入園式の前に、お子さんと一緒に通学道路を復讐して慣れさせましょう。
- ② 危険な場所や交差点の渡り方道路の横断など、交通安全の知識を教えましょう。



●新・入学期を控え、自分の持ち物が急に増えるお子さん多いと思います。この機会に正しい使用方法と物を大切にすることを教えてみてはいかがでしょうか。

## 引っ越し時の手続 転出・転入届をお忘れなく

春の引っ越しシーズンを迎え、目の回るような忙しさに追われて引越多いことではなうわ。引っ越して忘れてはならないのが転出・転入時の届け出です。うっかりして手続を忘れると、選挙に参加できなったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも、届けは必ず出しましょう。

## 転出・転入について

住民基本台帳への記載や消除等は転出、転入届を出すことで行われます。

引っ越し日と転出先の住所が分かったら、役場福祉生活課で転出届の手続をして下さい。尚転入届は、引っ越した日から十四日以内に転出先の役所に提出するようになっています。

尚、町内で住所を変えたときは「転居届」を出さなければなりません。また、ほかに国民年金、国民健康保険証、在学証明書などの手続もあります。



卒業式と言えば、将来への希望に胸ふくらませて晴れがましいものです。しかし、なかにはこの日が受験浪人、就職浪人への「門出」となってしまう、さえない気分が学生も少なくないようです。

ところで、入学した人のうち、めでたく卒業するのはどのくらいの割合でしょうか。義務教育は別として、高校に例をとると、昭和五十七年三月に卒業した全日制高校生は、入学者の九四・六％となっています。

## 卒業

もう一つ卒業式で思い出すのが「仰げば算し」と「蛍の光」。この歌を歌うかどうかは各教育委員会、または各学校で決めることになっています。

それにしても、そんなに明るいホタルがいたのかと思いますが、中国南部には体長二センチを超え、強く光るマドボタルというのがあります。

法の趣旨

食糧管理法とは、国民生活の食糧の確保及び国民経済の安定を図るため、食糧を管理しその需給及び価格の調整、並びに配給の統制を行うことを目的とするものです。

昭和十七年に法が制定され、戦時中、戦後の食糧の絶対的不足期においては、国民生活の安定のために大きな役割を果たして参りました。



しかし、社会経済情勢の変化や需給事情の緩和に対応して、自主流通米制度、予約限度数量制限等の導入が図られました。これらは食糧の不足を前提とした配給制度による公平配分という法律の考え方が抜け切れない結果となりました。

このような問題があるもの、主食である米について、国が責任をもって、国民に安定的に供給するとともに、我が国農業の基幹である稲作農業の安定を支えてきました。また、昨今の内外の食糧事情を考えた場合、この制度の基本を今後も正しく守っていく必要があります。

以上のように、需給事情の変動、消費者の需要の多様化等に的確に対応しつつ、国民に対する米の安定供給を実現できるように、次のように法改正が行われました。

食糧管理法が改正されました

(三) 新しい

流通制度の確立

生産者からお米が集荷され、消費者に至るまでの販売を担うのは集荷業者及び卸、小売等の販売業者ですが、流通ルート特定し、農林水産大臣の指定を受けた集荷業者、及び都道府県知事の許可を受けたお米屋さんが行います。

(四) 縁故米、贈答米の流通規制の緩和

消費者、各個人に至るまでの、配給割当や購入券を廃止すると共に、流通ルートを特定して業としての流通行為を厳しく規制することに伴い、農家は政府または自主流通に販売した後、無償であれば縁故米を送ることができます。消費者はお米屋さんから買って、お中元やお歳暮として、お米を贈ること(いわゆる贈答米)ができます。

おひめ



知事許可販売店

◎贈答米

生産者は玄米三十kgまで親族、知人、友人に贈ることができます。

(五) 罰則の見直しについて

罰則の対象となる違反行為も、新制度の体系に沿って見直しが行われました。

主な罰則は次のとおりです。

第三十一条 米穀の集荷業者の指定を受けずに業務を行ったものは、米穀の販売業者の許可を受



けないで販売した場合、三年以下の徴役又は三百万円以下の罰金が課せられます。

第三十二条 生産者が政府に売り渡す又は、自主流通に売り渡す以外の方法で売渡した場合、二年以下の徴役又は、三百万円以下の罰金が課せられます。

法改正の内容について

主な改正事項は、次のとおりです。

(一) 通常時における配給制度の廃止

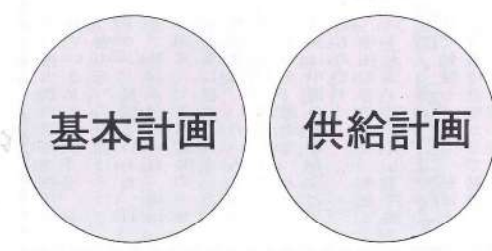
国民へ公平に配分することから設けられていた消費者までの配割割当、購入券などは廃止されました。

しかし、需給がひっ迫する等により米の安定供給に著しい支障が生ずるような事態の時には、従来からの公平配給の制度を復活できるようにしてあります。

(二) 計画制度による安定供給

政府は毎年、基本計画を定め、生産者と消費者との間に立って、お米の品質などにも配慮しながら、需給の変化に対応したお米の安定供給に努めています。

また、この基本計画にそって、現実には供給が可能となったお米について、都道府県段階まで、供給計画を策定することにしました。



基本計画

供給計画

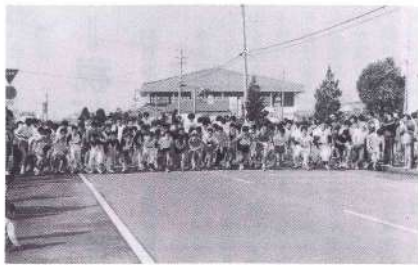
# 町の話題



## 町立図書館で読書感想文の入賞者を表彰

昨年、秋の読書週間(10月27日～11月9日)にちなんで、第10回読書感想文コンクールが行われ、388通の応募数から27通が入賞、2月24日表彰式が行われました。受賞者は次のとおりです。(特選のみ)

三股小1年 丸田 祐子	三股小2年 園田美保子
梶山小3年 松浦 朗子	勝岡小4年 福永 知代
三股小5年 崎田 恵	三股小6年 福原 真弓
三股中1年 萩原 香里	三股中2年 下西小百合
三股中3年 上徳 高輔	



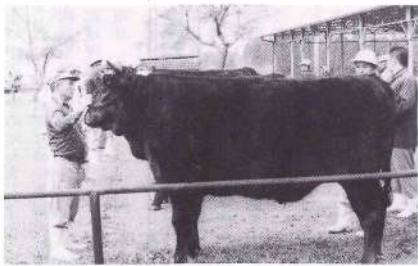
## 老若男女約400名で健脚を競う 町健康走ろう会

第4回健康走ろう会は、去る1月30日勤労者体育センター前を出発、ゴールとする梶山(広域農道)間のコースに老若男女約400名が参加しました。大会は、町民の健康保持と体力づくりを目的としたもので、参加者は学年別、青年婦人、一般に分けられ、1.5～5kmに健脚を披露、また、沿道では大勢の人々が盛んな声援をおくっていました。尚、成績は次のとおりです。(1位のみ)

1.5km 米沢たけし(三股小) 内村江利子(宮村小) 山之内鮎(三股小)  
井上希美(三股小)

3km 蔵元篤志(三股小) 園田恵子(宮村小) 坂元久美子(中学生)  
丸岡啓子(青年婦人) 山之内吉光(一般) 出口則年(高齢者)

5km 大坪久人(中学生) 加治木勝利(高校生) 溝口良信(一般)



## 優等一席に大村・鈴木・上水氏 肥育牛部会

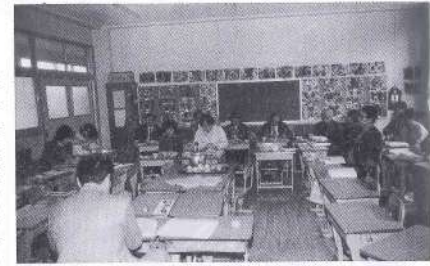
町肥育部会(会長本村春男)では、先頃肥育牛品評会を畜産センターで行いました。品評会には和牛去勢の部、メスの部、乳牛の部と55頭が出品され厳正な審査の結果は次のとおりです。(優等のみ)

- 和牛去勢の部  
大村清水(上米) 別納軍一(田上) 児玉 輪(仮屋)  
福永 登(夢池) 上石治行(谷)
- 和牛メスの部  
鈴木治明(梶山) 木下イツ子(中米) 馬渡三男(寺柱)
- 乳牛の部  
上水久夫(中米) 中村隆則(中米)



## 青年祭でコーラスや演劇などを発表 町青年連協

町青年連協(会長中西浩二、会員120名)では、第11回青年祭を2月6日三股小体育館で開催しました。これは各地区で活動している団員が一同に会し、親睦と融和を深める目的で行われているものです。開会行事に引き続き、「時間」「青年団に入って」のテーマで川畑正博君(七地区)内村里美さん(中米青年)の意見発表が行われた後、各地区毎にこの日のために練習した、コーラス、寸劇、演劇などユーモアを交えて発表し、観衆の盛んな拍手を受けました。



## 豊かな人間性・教育の向上をめざして 町教育研究会

町教育研究会(会長新納重秋)では「豊かな人間性を培う教育の向上」をめざして、去る2月3日三股小学校で研究大会を開催しました。この研究会は、児童生徒たちの学校内外における諸問題について、教師と家庭とが一体となり資質を養い教育の向上を図るため開かれたもので、「生徒指導はどうあるべきか」など部会毎にテーマを設け、討論し、これからの教育の在り方を研究しました。(写真は、生徒指導部会)



## 水田転作の連担団地に視察団が訪れる

本町では、水田利用再編対策で転作目標面積の増加に伴い、農家所得が減少しないように、他の団体に先駆け昭和56年度から連担団地化を進めて転作も麦、大豆、飼料、ソバなどが栽培され、生産性の向上並びに作業の省力化を図っています。他の団体では集団化に苦慮されている一方、本町は農家の皆さんの協力で効果を上げ、その実状に県内外から注目され視察研修に訪れています。(写真は米満地区連担団地 熊本県菊陽町の視察団100名)



## 乳牛の資質向上を図り研修会

町では、酪農部会を対象に乳牛の資質向上のため、去る2月8日中央公民館で研修会を開きました。これは乳製品をめぐる情勢の変化に対処して、乳牛の改良と繁殖について根本的に見直し、資質向上と飼育管理の技術向上を図るため開いたものです。宮崎農業大学教授、松元智之先生による「乳牛改良について」のテーマで講演が行われ、参加者はメモを取りながら熱心に聞き入っていました。



## 婦人体育まつりで親睦を深める 町婦人連絡協議会

町婦人連協(会長白井ミツ)では1月30日武道体育館で恒例の体育まつりを開催しました。婦人連協では、婦人の生活向上のため各地域毎に研修会や婦人学級などを行っています。今回は一堂に会する機会が少ない婦人が、体育まつりを通じて、親睦と融和を図ると共に、体力向上を目的としたもので、団体競技を主として行われ、終始、和やかで楽しいひとときを過ごしました。

# おしらせ



## 四月から国民年金保険料が

改定されます。

国民年金の保険料が四月から五八三〇円に改定されることになりました。

ご承知のとおり、年金は加入者の生活の安定を図るためのものです。そのため、物価があがっても年金額が目減りしないように、物価の変動に応じてスライドする仕組みになっております。そこで、昭和五十七年度において十二・二％の引き上げが行われましたので、保険料もこの率に応じて改定されることになりました。

被保険者のみなさんにとっては大変ですが、保険料は年金給付の財源となるものです。この趣旨をご理解いただき、納期内納入にご協力ください。

尚、年金の強制加入者で、保険料を納めるのが困難なときは、保険料の免除の制度があります。

詳細につきましては役場年金係にお

問い合わせ下さい。

電話二二二二(内線二七)

## 税だより

軽自動車等の廃車、名義変更の手続きは三月中に

車を廃車したときや他人に譲ったときは、すぐに廃車、名義変更の手続きをしましょう。新しく車を買って古い車を下取りとして販売会社などに譲っているときは、名義変更、廃車手続きが済んでいるか念のため確かめましょう。

軽自動車税は、四月一日現在の所有者に課税するようになっていきます。また、手続きが終っていないと車をもっていかなくても税金がかかります。

●詳細については役場税務課にお問い合わせ下さい。

電話二二二二(内線二七)

## 所得税・贈与税の申告を

お忘れなく

昭和五十七年分の所得税、贈与税の申告と納税は、二月十六日から受付が開始されております。この申告と納税の期限は三月十五日までとなっています。

期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、正

しい申告を早めにしましょう。

詳しくは最寄りの税務署か税務相談室にお気軽にお尋ねください。

都城税務署

電話(〇九八六)二二一四三七七

## 電話移転の申込は十日前に

三、四月は増改築、模様替え、異動時期とつきまじり移転工事などがこみあいます。

電話局では、あらかじめ予約日を決めて、工事をしていきますので、十日ぐらい前には、申込んでください。

●詳細については都城電報電話局(〇九八六)25〇〇〇〇(無料)

## 「少年の非行防止」

広げよう心のつながりを



# 3月は未納者の滞納整理月間となっております。

4月は軽自動車税・固定資産税の納月です。

## 愛の「ご寄付

三股町社会福祉協議会では忌明け寄付を次の通りいただきました。故人の冥福をお祈りいたしますと共に社会福祉進展のために有意義に利用させていただきます。

昭和五十八年二月二十八日まで

寄付者	姓	名	地区	金額
内村	一夫	妻	三ツ森	二万円
崎田	フク	三夫	男田	二万円
桑畑	寛	母	山王原	二万円
柳橋	正	母	桑原	二万円
大崎	ルミ	子	小き	二万円
高妻	徳	息	博	二万円
上村	キミ	夫	大野	二万円
今村	カオル	夫	明(山王原)	二万円
上村	シモ	夫	市上	二万円
遠矢	シズ	夫	吉植	二万円
新森	宗	妻	木	二万円
鈴木	兼	父	池	二万円
開世	重	義	葉	二万円
出水	ミヤ	子	屋	二万円
西村	善	母	山	二万円
細山	田	重	山	二万円
富田	ハツ	エ	山	二万円
園田	重	春	野	二万円

## 三股町の人口

昭和58年3月1日現在

人口18,413人 出生27人  
 男 8,746人 死亡14人  
 女 9,667人 転入78人  
 転出48人

世帯数 5,657戸  
 前月比+43人

昭和五十八年三月十日 発行第一二二号 発行

宮崎県北諸県郡三股町編集職員課